

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、住居確保損害を受領した後、平成27年3月に同市原町区に転居した申立人子（本件事故時58才）及び母（同85才）について、転居後に生活が安定するまでの期間を考慮し、同年8月分までの生活費増加分が賠償されると共に、申立人子は要介護者である申立人母の介護をしていたことに鑑み、請求期間である同年11月分までの日常生活慰謝料の増額分（3割増）が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、及び同X2（以下、「申立人ら」という）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、合計金20万9286円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の各期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年12月27日

（仲介委員 北澤尚登）

(別紙)

平成〇〇年(東)第〇号			
損害項目		期間	金額
避難費用	水道代	平成 27 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 8 月 31 日	¥11,366
	食費増加分	平成 27 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 8 月 31 日	¥10,000
一時帰宅費用		平成 27 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 8 月 31 日	¥7,920
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	申立人 X 1 分	平成 27 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 11 月 30 日	¥180,000
和解金額			¥209,286